

所管事項調査①

【目次】

ページ

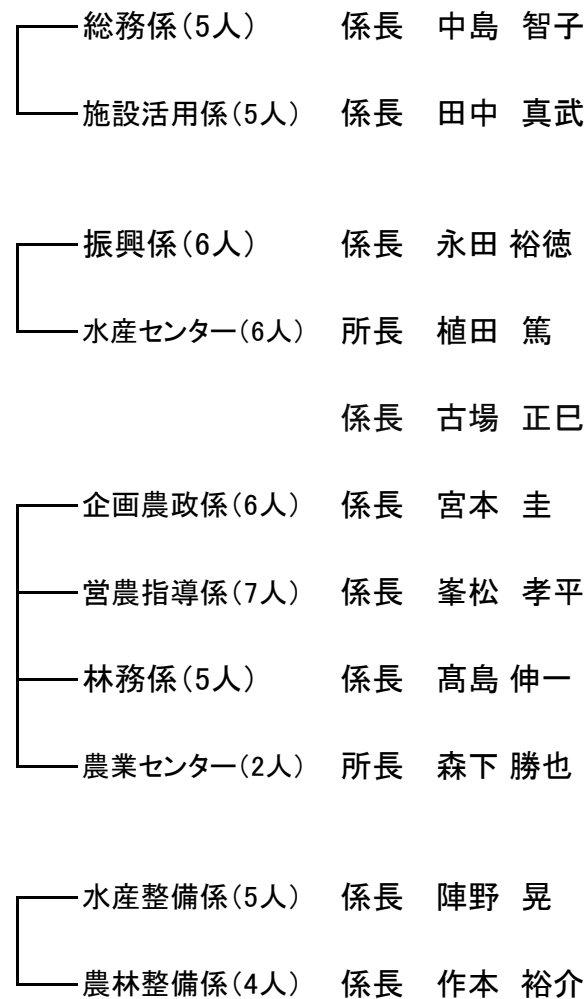
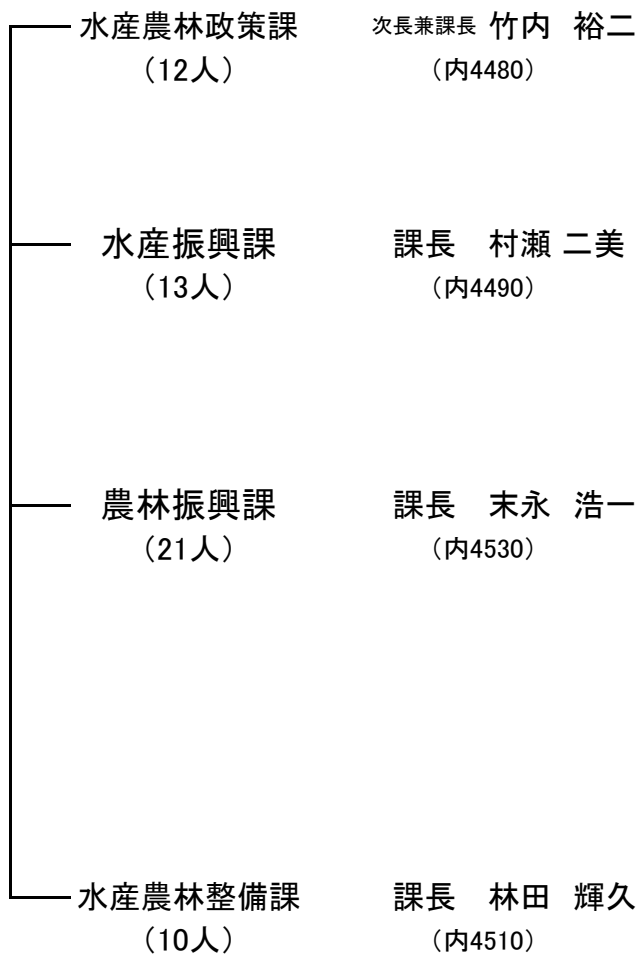
1	水産農林部機構表（令和6年4月1日）・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	水産農林部事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	令和6年度の主な取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	7

水産農林部  
令和6年6月

# 1 水産農林部機構表(令和6年4月1日)

水産農林部(56人)

部長 萩原 直人  
(内4100)



## 2 水産農林部事務分掌

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産農林政策課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の統括に関する事。</li> <li>(2) 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。</li> <li>(3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関する事。</li> <li>(4) 部の所管に係る予算の経理に関する事。</li> <li>(5) 地元農水産物の情報発信に関する事。</li> <li>(6) 部内事務の連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 一般財団法人長崎市地産地消振興公社との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	施設活用係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 野母崎高浜海岸交流施設に関する事。</li> <li>(2) 長崎ペンギン水族館に関する事。</li> <li>(3) 伊王島海水浴場交流施設に関する事。</li> <li>(4) 高島ふれあい海岸に関する事。</li> <li>(5) 植木センターに関する事。</li> <li>(6) 体験の森に関する事。</li> <li>(7) 道の駅夕陽が丘そとめに関する事。</li> </ul>

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産振興課	振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水産業の振興に関する事。</li> <li>(2) 水産振興事業の基本計画の策定に関する事。</li> <li>(3) 漁場等整備事業の計画に関する事。</li> <li>(4) 水産施設の設置及び改良に関する事。</li> <li>(5) 水産振興計画審議会に関する事。</li> <li>(6) 水産関係団体との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	水産センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水産動植物の種苗の生産及び供給に関する事。</li> <li>(2) 漁業者の漁業技術の指導に関する事。</li> <li>(3) 水産動植物の増殖及び養殖に係る技術開発、調査及び分析に関する事。</li> <li>(4) 橘湾栽培漁業推進協議会、西彼地域栽培漁業推進協議会及び大村湾栽培漁業推進協議会との連絡調整に関する事。</li> </ul>

課	係、出先機関	分 掌 事 務
農林振興課	企画農政係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業及び畜産業の整備事業の基本計画の策定に関すること。</li> <li>(2) 農業振興計画審議会に関すること。</li> <li>(3) 農業関係団体、農業センター及び農業委員会との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	営農指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業及び畜産業の振興に関すること。</li> <li>(2) 圃場整備の企画調整に関すること。</li> <li>(3) 家畜伝染病の予防及び農作物病害虫に関すること。</li> <li>(4) 有害鳥獣対策に関すること。</li> </ul>
	林務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 林業の振興に関すること。</li> <li>(2) 林業の整備事業の基本計画の策定に関すること。</li> <li>(3) 森林の整備の推進に関すること。</li> <li>(4) 森林法等に基づく許可、意見書等に関すること。</li> <li>(5) 森林レクリエーションに関すること。</li> <li>(6) 林業関係団体との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	農業センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業センターの管理運営に関すること。</li> <li>(2) 農業振興に関する相談、研修等に関すること。</li> <li>(3) 農業の活動支援に関すること。</li> </ul>

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産農林整備課	水産整備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 漁港等整備事業の計画、設計及び施行に関すること。</li> <li>(2) 漁場等整備事業の設計及び施行に関すること。</li> <li>(3) 漁港施設の維持管理に関すること。</li> <li>(4) 漁港施設の災害復旧工事に関すること。</li> <li>(5) 漁港施設の使用等の許可に関すること。</li> <li>(6) 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可に関すること。</li> <li>(7) 漁港の埋立申請・竣工認可に関すること。</li> <li>(8) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関すること。</li> <li>(9) 漁港台帳に関すること。</li> </ul>
	農林整備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林業施設の計画、設計及び施行に関すること。</li> <li>(2) 農林業施設の維持管理に係る総合調整に関すること。</li> <li>(3) 農地及び農林業施設の災害復旧工事に関すること。</li> <li>(4) 治山に関すること。</li> <li>(5) 農林業施設の使用及び占用の許可並びに土木施工承認に関すること。</li> <li>(6) 農林業施設の整備及び維持管理に係る農林業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(7) 農林業施設の台帳に関すること。</li> <li>(8) 小規模農業用水利施設改修費補助金に関すること。</li> </ul>

### 3 令和6年度の主な取組みについて

#### (1) 水産業の振興について

##### ア スマート水産業の取組みについて

###### (ア) 概要

水産業は、漁業生産が不安定で、就業環境も重労働かつ手作業が多く、高齢化が進む漁業就業者には厳しい状況である。

今後、水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業とし、新規就業者の参入を促進するためには、これまで取り組んできた水産資源の維持・回復等に加え、ICT等を活用したスマート水産業の導入を進める必要がある。

###### (イ) これまでの取組み

漁場環境をリアルタイムに把握するテレメータシステムや魚類養殖におけるAIを搭載した自動給餌機の導入に対する支援

【令和2年度】実施主体：長崎市たちばな漁業協同組合

実施内容：テレメータ装置一式

事業費：3,500千円（消費税相当額を除く）

補助金額：875千円（補助率：1/4）※別途県補助金あり（1,750千円）

【令和4年度】実施主体：戸石トラフグ養殖産地協議会

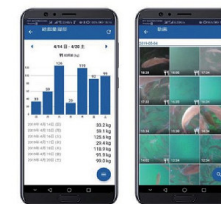
実施内容：スマート給餌機導入（3台）

事業費：3,600千円（消費税相当額除く）

補助金額：900千円（補助率：1/4）※別途県補助金あり（1,800千円）



スマート給餌機



アプリ画面

###### (ウ) 令和6年度の取組み

これまでに設置したテレメータシステムや自動給餌機については、データの集積や共有に努め、機器等の有効性や実用性の検証を進めながら、さらなる普及拡大に向けた検討を行う。

また、一本釣りはえ縄等の沿岸の漁船漁業についても、海況予測による操業の効率化といった漁業のスマート化に向けた検討を進めるとともに、ながさきBLUEエコノミーや民間企業、大学等と連携した最新の技術やICT機器の実証試験を進める。

## イ 漁業担い手の確保・育成の取組みについて

### (ア) 概要

漁業就業者の高齢化や減少が進む中、将来にわたって長崎市の漁業を維持・発展させていくためには、意欲ある新規漁業就業者を安定的に確保し、地域漁業への定着を図る必要がある。また、地域の特性に応じた漁業実践研修の充実や着業後の経営が不安定な時期における漁業経費等の支援を行い、地域漁業の将来を担う人材の育成を図る必要がある。

### (イ) これまでの取組み

長崎市新規漁業就業促進事業費補助金による支援

#### a 漁業就業実践研修

60歳未満の漁業就業希望者（研修生）が実施する研修期間中に必要な生活費（研修費）及び漁業経費に対する支援

研修費：138,000円／月（最長3年間）、漁業経費：50,000円／年（最長2年間）

【令和5年度までの実績】 研修者総数：28名、着業した者：20名、研修中の者：2名

#### b 新規着業者フォローアップ

漁業就業実践研修を終了し、着業後及び独立後に必要となる漁業経費に対する支援

初期投資（1/2）：500,000円（初年度）、経常経費：50,000円／月（3年間）

【令和5年度までの実績】 活用した者：7名（事業創設後全員活用）



### (ウ) 令和6年度の取組み

漁業就業実践研修については継続して実施し次世代を担う新規就業者の確保に努めるとともに、着業後のフォローアップについては離職防止及び経営安定に向け、より効果的な支援について検討を進める。

また、経済再生アクションプランに掲げる都市型水産業の担い手創出について、地元の学生が水産業に触れる機会を創出するとともに、週末漁師や定年後漁師、半農半漁といった年齢や働き方に制約がない長崎市における新しいかたちの水産業のあり方について検討を進める。



## ウ 藻場再生の取組みについて

### (ア) 概要

藻場は多様な生物の産卵の場や幼稚魚の成育の場だけでなく、水中の有機物を分解し栄養塩類や炭酸ガスを吸収し酸素を供給するなど、水質の浄化としても重要な役割を果たしている。しかしながら、長崎市沿岸域の藻場は温暖化等の影響を受け大きく減少しており、藻場の保全を中心とした漁場環境の保全に努める必要がある。

### (イ) これまでの取組み

#### a 水産多面的機能発揮対策支援事業

漁業者等が行う水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対する支援

事業主体：市内各地区の13活動組織（野母崎、三和、三重、橘湾、外海、西彼南部、琴海、福田、茂木、深堀、網場、高島地区活動組織及び大村湾地域漁業環境保全会）

事業内容：各活動組織による藻場回復や漂流・漂着物・堆積物の処理、水域の監視等の各種取組み

（食害生物の除去（ウニ類、魚類）、ウニフェンス等の設置、漂流・漂着物等の処理、教育・学習活動など）

#### b 水産資源再生事業

長崎市の沿岸海域では藻場が減少しており、特に三重地区から野母崎地区にかけて磯焼けが進行していることから、人工藻場礁の設置やその検証を行っている。



設置後の状況（クロメ）  
（設置1年後）

#### c 県と連携した藻場造成

海水温上昇への耐性等が強い海藻の種苗プレート及び種系を水産センターにおいて生産し、県が整備する藻場礁に設置するなど、県と連携した市内沿岸域の藻場造成を進めている。



海藻種苗プレート

### (ウ) 令和6年度の取組み

水産多面的機能発揮対策支援事業による各活動組織が行う取組みを継続して支援する。また、水産資源再生事業においては、令和4年度に設置した人工藻場礁・漁礁の調査を実施し、効果の検証を進めるとともに、植食性魚類の一種であるイスズミ等の除去による藻場回復の取組みを実施する。

県と連携した市内沿岸域の藻場造成についても、引き続き取組みを進める。

## (2) 地域計画策定の取組みについて

### ア 概要

長崎市では、平成24年度～平成25年度に、今後の中心となる経営体、農地の利活用方針及び地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を10地区24集落において作成し、令和元年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和元年度～令和3年度にかけて、一定要件（アンケート実施、現状把握、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成）を満たした「実質化された人・農地プラン」を作成し、地域農業の振興を図っている。

さらに、「人・農地プラン」に基づき農地の集約化等に向けた取組みを加速させるため、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する、一筆毎の農地利用の意向を取りまとめた目標地図を含む地域計画の策定が必要となった。

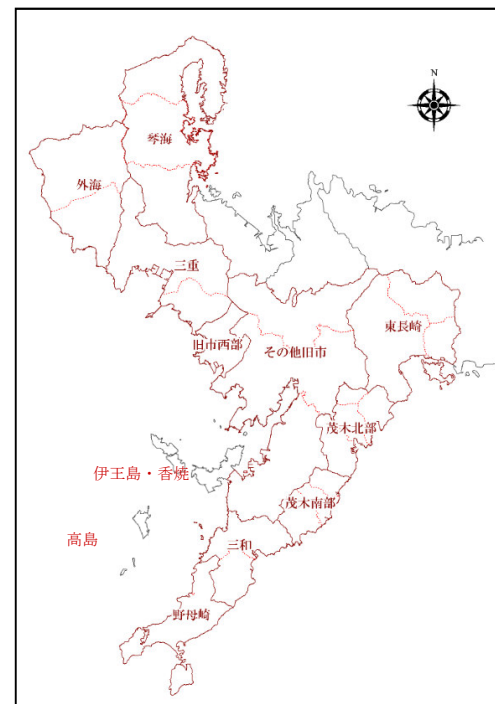
そのため、長崎市においても、地域計画の策定を進め、担い手への農地の集約化等の更なる推進を図る。

### イ 地域計画策定予定地区（12地区26集落）

地区名	集落名	地区名	集落名
茂木南部	大崎	その他旧市	旧市中央部
	宮摺		旧市南部
	千々		旧市北部
茂木北部	北浦	外海	神浦
	田手原		黒崎
	太田尾・飯香浦	三和	川原・宮崎
	茂木		蚊焼・布巻・藤田尾・為石
東長崎	矢上・日見	野母崎	高浜・野母・脇岬・樺島
	戸石	琴海	長浦・戸根・戸根原
	古賀		形上・尾戸
三重	式見	高島	村松・西海
	三重		高島
旧市西部	手熊・柿泊	伊王島・香焼	伊王島・香焼

: 令和5年度作成開始（14集落：農用地区域：約2,373ha）

: 令和6年度作成開始（12集落：農用地区域：約641ha）



## ウ 地域計画の策定手順

### (1) 地区別懇談会

- ・ 地域計画の概要説明及び農地の意向調査実施区域の確認

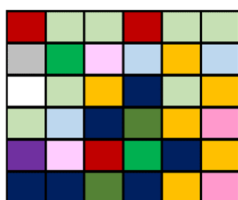
### (2) 農地の意向調査

#### ○農業委員会

- ・ 農地所有者に農地の意向調査を行い、結果を地図上に図示

#### 【地図上に図示する項目】

- ・ 後継者の有無
- ・ 経営意向
- ・ 農地の利用意向
- ・ 農地中間管理機構への貸付意向



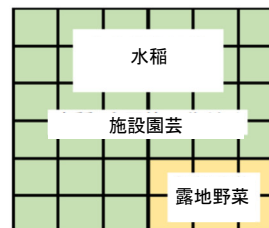
### (3) 現況調査

#### ○農林振興課

- ・ 農地中間管理事業推進チーム会（市、県、JA、公社など）で農地の意向調査区域の現地確認を行い、現況地図を作成

#### 【現況地図】

作付状況・品目を図示



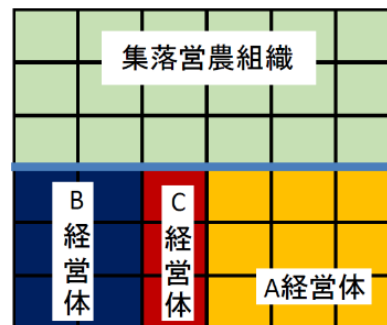
### (4) 地域計画の案の作成

- ・ 農地の意向調査と現況調査の結果から、地域計画の案を作成

#### 地域計画の記載項目

- 1 地域における農業の将来のあり方
- 2 農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
- 4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）
- 5 農業支援サービス事業体一覧
- 6 目標地図

#### 目標地図のイメージ



### (5) 地区別懇談会

- ・ 地域計画の案について集落及び関係機関から意見聴取

### (6) 地域計画の策定・公告 (令和7年3月中)

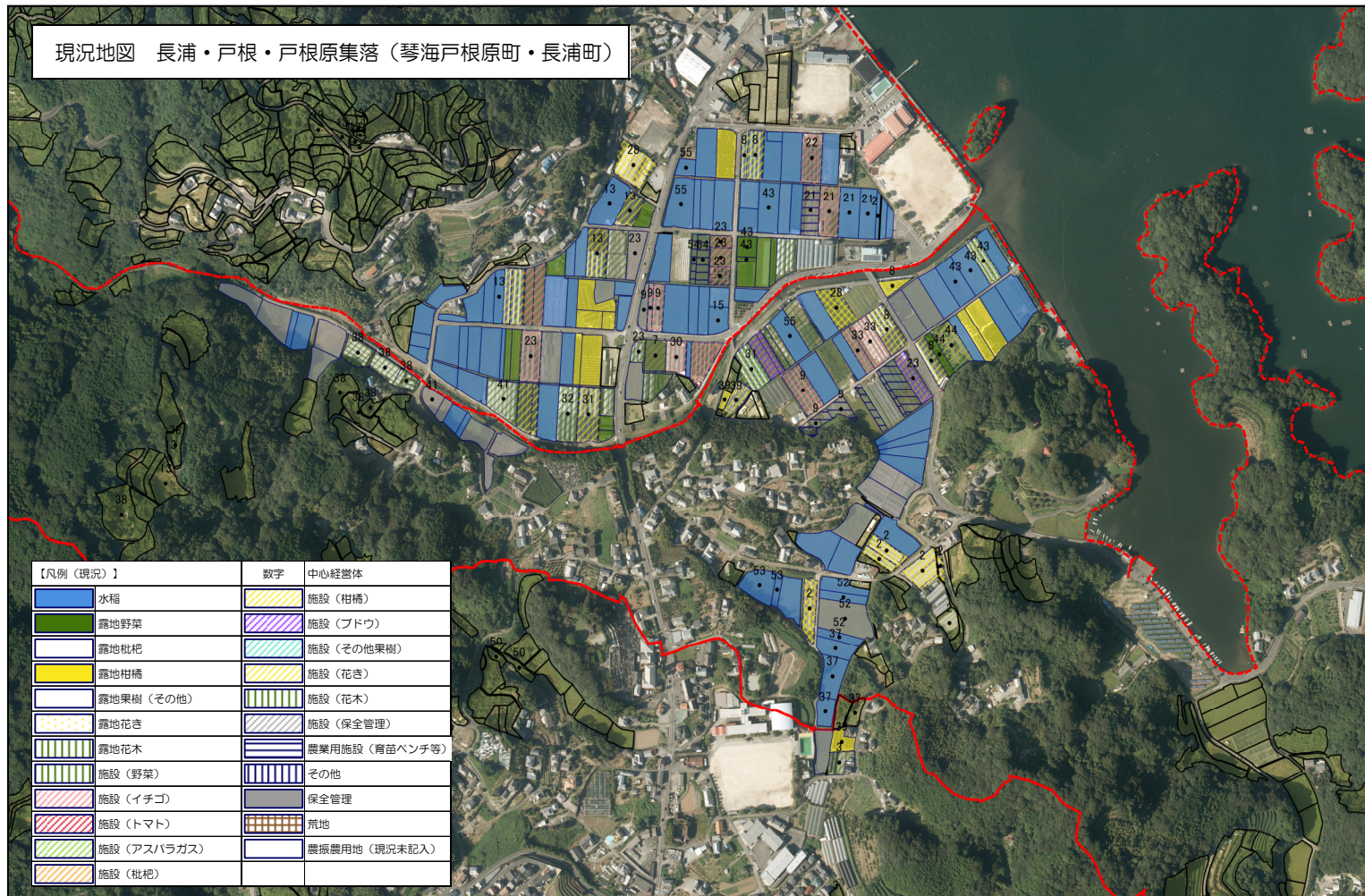
### (7) 策定後の取組み

- ・ 地域計画を基に担い手への農地集積・集約化の推進



## エ 令和5年度の地域計画の作成状況

- ・市内14集落において、今後の農地の集積・集約化が見込まれる農地の意向調査及び現況調査を実施。
- ・上記の調査より、作付け状況、中心経営体の耕作地を示した、目標地図の基となる現況地図を作成。
- ・地区別懇談会を実施し、集落からの意見を聴取。
- ・地域計画の最終的な策定については、令和7年3月末を予定。  
→地域計画策定後から、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りに係る事務手続きが変わるため、策定期間を合わせる。



### (3) 有害鳥獣対策について

#### ア 概要

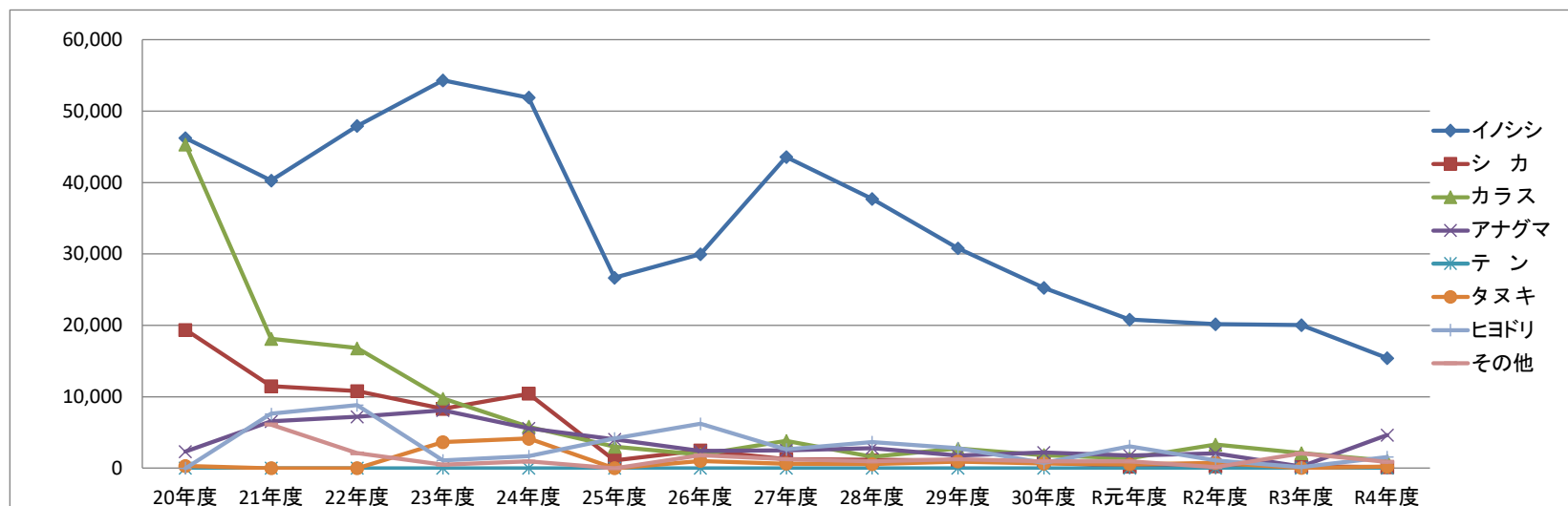
イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策については、①防護、②棲み分け、③捕獲の3対策を実施するとともに、地域住民が連携した「地域ぐるみの取組み」を推進し、被害の軽減に努めている。

令和3年度からは、自治会等における防護柵設置の負担軽減を目的に柵の運搬・設置への支援を行っているところであるが、イノシシ等による市街地周辺での生活環境被害は依然として多く、令和4年度からは、新設市道を活用した市主体による有害鳥獣対策防護柵の広域設置などを行い、市民の安全安心につなげている。

#### イ 有害鳥獣による農業被害金額

単位：千円

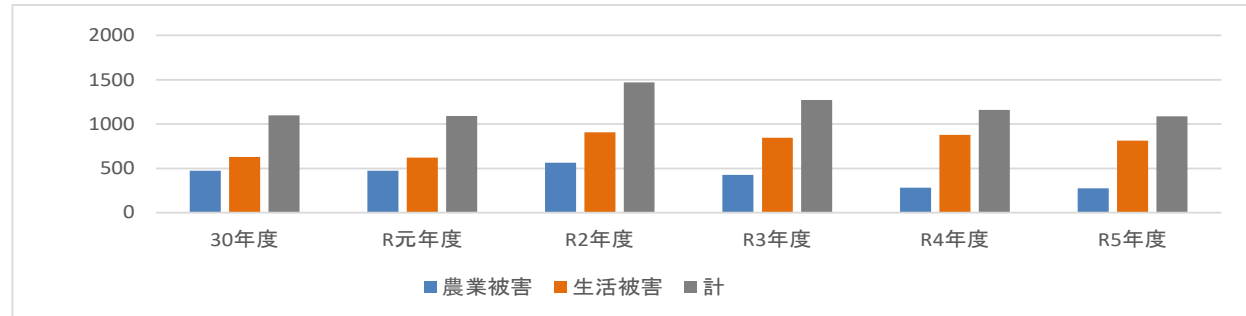
年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
イノシシ	46,224	40,273	47,919	54,285	51,900	26,671	29,953	43,571	37,712	30,790	25,252	20,826	20,155	20,046	15,421
シカ	19,380	11,493	10,799	8,322	10,443	1,121	2,502	1,267	1,173	1,105	794	243	283	275	170
カラス	45,301	18,106	16,815	9,752	5,824	3,037	1,937	3,835	1,616	2,765	1,843	1,416	3,341	2,133	1,055
アナグマ	2,343	6,568	7,211	8,119	5,596	4,046	2,410	2,497	2,843	1,782	2,226	1,772	2,087	253	4,646
テン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タヌキ	325	—	—	3,662	4,153	—	1,037	632	596	938	648	546	767	38	231
ヒヨドリ	—	7,619	8,861	1,093	1,709	4,182	6,234	2,638	3,666	2,816	744	3,076	1,119	164	1,567
その他	—	6,127	2,100	521	963	—	1,815	1,270	983	1,266	1,000	976	158	2,092	914
合計	113,573	90,186	93,705	85,754	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462	32,507	28,855	27,910	25,001	24,004



### ウ 有害鳥獣の被害相談件数

単位:件

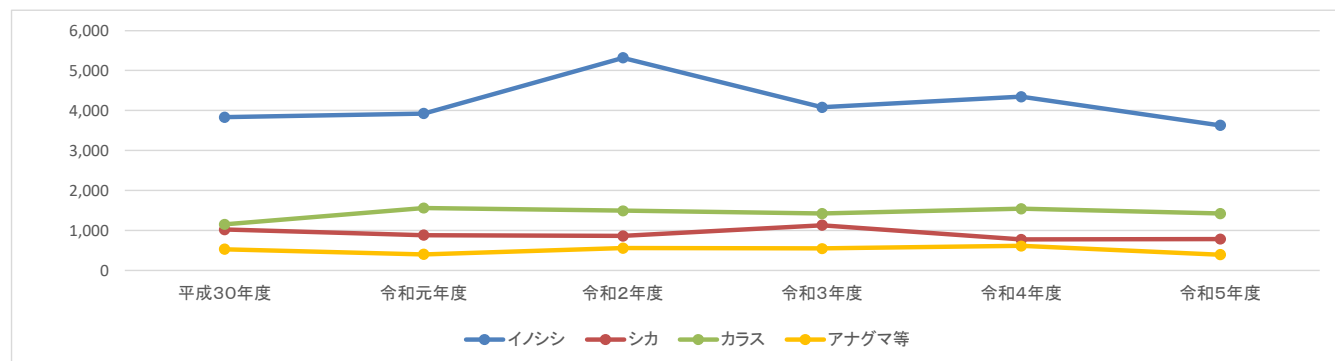
内 容	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
農業被害	472	471	562	427	282	274
生活被害	626	620	908	847	878	813
計	1,098	1,091	1,470	1,274	1,160	1,087



### エ 有害鳥獣の捕獲実績

単位:頭、羽

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	3,828	3,925	5,318	4,079	4,341	3,628
シカ	1,017	881	859	1,132	771	781
カラス	1,151	1,561	1,489	1,419	1,541	1,419
アナグマ等	531	401	557	546	609	391





## オ 市道を活用した広域防護柵設置(令和4年度～)

市街地全体を守る観点から、自治会等での対処が困難な広範囲の、市道を活用した広域防護柵の設置を進める。

### 【令和4年度事業 実績】

- (ア) 設置箇所 ・ 江平～浜平 : 市道江平浜平線 L=750m  
・ 油木～虹が丘 : 市道虹が丘町西町1号線 L=415m
- (イ) 事業費 8,800千円

### 【令和5年度事業 実績】

- (ア) 設置箇所 ・ 江平～浜平 : 市道江平浜平線 L=180m  
・ 油木～虹が丘 : 市道虹が丘町西町1号線 L=300m
- (イ) 事業費 4,125千円

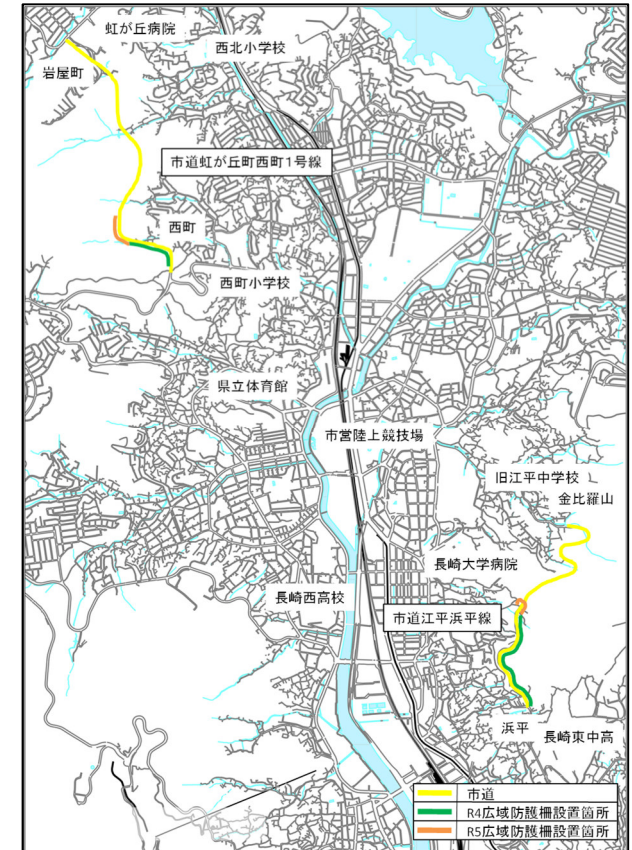
### 【検証結果 (R4～R5)】

- ・ 防護柵の設置後、継続して観測を行った結果、ワイヤーメッシュ柵設置区間でのイノシシの出没が減少し、通り道遮断に効果をもたらしている。
- ・ 定点カメラの観測では、イノシシの出没回数は減少がみられた。

### 【令和6年度事業 計画】

- (ア) 設置箇所 ・ 市道江平浜平線 L=500m  
・ 市道虹が丘町西町1号線 L=500m
- (イ) 事業費 7,816千円

位置図



## (4) 基盤整備について

### ア 漁港施設、海岸保全施設の整備について

#### (ア) 概要

漁港施設においては、水産業の振興及び水産物の安全で効率的な供給を図るために、防波堤や物揚場などの整備を行っているが、堆積物により泊地の水深が不足しているため、船の航行や係留に支障が生じ漁業活動の負担となっていることから、浚渫工事を行い漁業者の漁業活動の負担を軽減する必要がある。

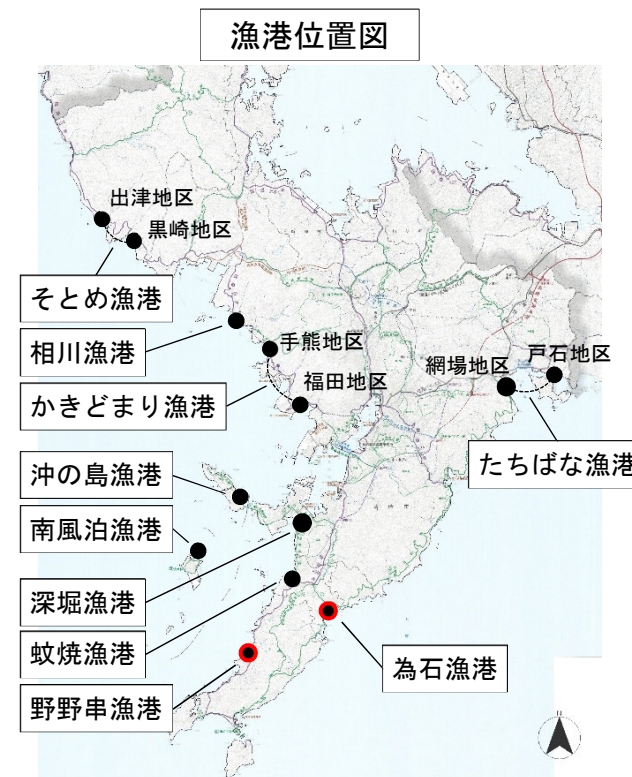
また、整備された施設は、波浪や塩害などで全体的に老朽化が進行していることから、対策を行い漁港施設の機能維持を図る必要がある。

海岸保全施設においては、高潮・波浪等による海水の侵入などにより背後集落に被害が生じることから、護岸などを整備することで背後にある生命・財産を保全し、海岸保全区域全体の安全性の向上を図る必要がある。

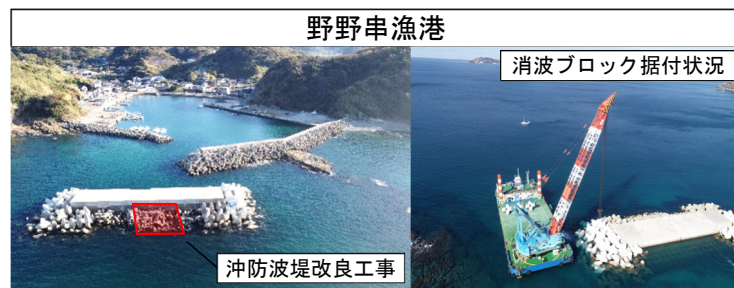
#### (イ) これまでの取組み

水産物の安定供給を図るための基盤や背後集落の安全性向上のため、総合的かつ計画的に漁港施設等の整備を実施してきたところである。

また、堆積物により水深が不足している泊地の浚渫工事や、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化と縮減を図るため老朽化診断などを行い、その結果に基づき、必要とされる保全工事を実施するなど施設の機能の回復を図っている。



#### (ウ) 令和6年度の主な取組み内容





## イ 農道、林道の整備について

### (ア) 概要

長崎市が管理している農林道において、緊急性や危険度が高い法面の改良や老朽化による損傷の著しい路面の改修等を行い、安全性の向上や円滑な通行の確保を図る。また、地域防災計画に記載している農林道の自然法面等の危険箇所において、災害を防止するため整備を行う。

### (イ) 令和6年度の主な取組み内容

予算名	内容
【単独】農業用施設整備事業費 農道	工事 ・ 農道三京白石原線(法面改修) ・ 農道木場線(落石防止)
【単独】自然災害防止事業費 農道	工事 ・ 農道牧島線(自然法面改良)
【単独】森林基幹道整備事業費 西彼杵半島線	業務委託 ・ 林道西彼杵半島線(用地測量)
【単独】林業用施設整備事業費 林道	業務委託 ・ 林道西彼杵半島線(地すべり観測) 工事 ・ 林道加勢首線・大崎線(舗装改修)
【単独】自然災害防止事業費 林道	工事 ・ 林道新戸町線(自然法面改良等)

